

第1回 青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務事業者選定委員会 会議録

1. 開催日時及び場所

- 日時: 令和8年(2026年)4月14日(火) 15:00 ~ 16:00
- 場所: 中層棟 4階 第三委員会室

2. 出席者

- 委員長: 青少年室長
- 副委員長: 青少年クリエイティブセンター館長
- 委員: 学校教育室参事・計画調整室参事・資産経営室参事
- 事務局: 青少年クリエイティブセンター

3. 議事概要

1 選定会議の位置付けについて
<p>・事務局説明: 青少年クリエイティブセンターは、青少年会館と体育館を近隣の運動広場へ移転・集約し、建替えを行う検討を進めている。本選定会議では、その第一歩となる「基本構想策定」を支援する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するものである。本業務の審査方法、審査手続、および最終提案の選定に関する事項について審議をお願いしたい。</p> <p>・審議結果: 委員一同、上記内容を了承した。</p>
2 募集要項(案)及びプロポーザル審査評価項目表(案)について
<p>・事務局説明: プロポーザル実施にあたって、有識者への意見聴取を反映させた募集要項案である。</p> <p>・委員意見</p> <p>(1) 募集要項(案)では、プレゼンテーション・結果通知から契約予定日までの期間が短く、事務手続きが厳しいのではないかと。</p> <p>(2) 提案事業者が6者以上の場合は、書類選考により5者まで絞り込む理解でよいのか。その際、再度選定委員会を開催するのか。</p> <p>(3) プレゼンテーション時に、会社名を名乗った場合は失格となるのか。プレゼンテーションおよび意見交換の時間配分はどのようになっているか。</p> <p>(4) 事業者向けの現場説明会などは開催しないのか。</p> <p>(5) 施設の成り立ちに鑑み、評価項目に「人権」に関する視点を取り入れるべきではないかと。</p>

(6) 仕様書に記載された内容が提案書に欠落していた場合、即失格となるのか。

・事務局回答

- (1) 結果通知から契約締結予定日まで適切な期間を設けるようにする。
- (2) 6者以上の参加があった場合は、再度選定委員会を開催し、最終審査に進む5者を選定する。
- (3) 募集要領の規定通り失格となる。プレゼンテーション 15分、意見交換 15分の計30分を予定している。
- (4) 特段の場は設けないが、各自での現地確認は自由であり、問い合わせがあれば随時対応する。
- (5) 審査項目に一定程度の人権に関する記述を入れる。
- (6) 提案書に記載がなくても、仕様書で行う内容を明記していることから、履行すべき内容であるため、即失格とはならない。

・審議結果

募集要項(案)及びプロポーザル審査評価項目表(案)について、意見を反映した修正を行うことで承認する。